

平成25年度 市民参加の実施予定報告書(対象区分順)

資料2

1 市民参加の対象事項

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)
- ⑤ 上記以外で市民参加の対象とする事項

2 市民参加の方法

- ア 審議会等 ※審議会等の名称を備考欄に記入してください。
- イ パブリックコメント
- ウ 市民説明会
- エ ワークショップ
- オ その他()

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施予定時期	備考欄	担当課
1	②	安城市多文化共生推進プラン(仮)の策定	平成25年度で(仮称)安城市多文化共生プランを策定する。	ア	5月～3月(4回)	安城市多文化共生プラン策定委員会	市民協働課
				イ	12月		
2	②	第3次安城市地域福祉計画の策定	社会福祉法第107条の規定に基づき、住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域に存在する公私の多様な主体が協働して、住民の社会福祉活動の組織化を通じた個性ある地域社会の形成を目指すため、第3次安城市地域福祉計画を策定する。	ア	6月、8月、10月、11月、2月	ア:安城市地域福祉計画策定協議会	社会福祉課
				イ	12月から1月	平成24年度から平成25年度にかけて策定	
				オ (地域福祉啓発フォーラム)	5月25日		

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施予定時期	備考欄	担当課
3	②	第4次障害者福祉計画の策定	障害者基本法に基づき、安城市における障害者の状況等を踏まえ、安城市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者福祉計画」を策定する。	ア	12月	第4次障害者福祉計画策定協議会	障害福祉課
4	②	健康日本21安城計画の最終評価及び第2次計画策定	平成24年度に作成した基礎調査報告書や事務実績等に基づいて最終評価報告書を作成する。また、第2次計画を策定する。	ア イ オ(意見交換会)	5～2月(6回予定) 12月 5～8月	ア: 第2次健康日本21安城計画策定委員会	健康推進課
5	②	第3次生涯学習推進計画の策定	第2次生涯学習推進計画(H17～26)の最終評価と次の計画(H27～36)策定の基礎調査のため市民アンケートを平成25年度に実施する。あわせて市民公募委員の参加も含めた策定委員会を開催し、策定を進める。	ア オ(アンケート)	H25.8月、H26.3月 H25.10月	ア: 第3次生涯学習推進計画策定委員会	生涯学習課
6	②	(仮称)第2次スポーツ振興計画の策定に係る審議	平成26年度に終末を迎える安城市スポーツ振興計画において、平成27年度以降10年間の総合的かつ長期的な施策を定める。	ア	4月～3月(3回)	スポーツ推進審議会(委員の市民公募)	スポーツ課
7	④	(仮称)図書情報館で展開するサービスについて協議	中心市街地拠点施設である(仮称)図書情報館で展開する予定の6つの新規サービスについて具体的方策を協議する。	エ	3回程度		中央図書館、南明治整備課(拠点整備室)
8	⑤	総合計画の進捗管理及び実施計画の策定	安城市総合計画審議会条例に基づき、安城市総合計画の調整及び実施に関する審議を行う	ア	11月	安城市総合計画審議会	企画政策課
9	⑤	市長マニフェストの進捗管理	市長マニフェストの進捗状況を行政改革懇話会で報告し、委員の方に意見をいただく	ア	1月	行政改革懇話会	企画政策課
10	⑤	新美南吉生誕百年記念事業について	安城市新美南吉生誕百年記念事業実行委員会設置要綱に基づき、新美南吉生誕百年記念事業についての協議等を行う	ア	6月 9月 1月	実行委員会	企画政策課
11	⑤	第5次行政改革大綱アクションプランの進捗管理	第5次行政改革大綱アクションプランの期末の進捗状況を行政改革懇話会に報告し、委員の方から意見をいただく。	ア	5月(1回)	ア: 行政改革懇話会	経営管理課

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施予定時期	備考欄	担当課
12	⑤	第5次行政改革大綱アクションプランの中間見直し	第5次行政改革大綱アクションプランの中間期における見直しに対して行政改革懇話会で報告し、委員の方から意見をいただく。	ア	12・1月(2回)	ア:行政改革懇話会	経営管理課
13	⑤	ISO9001外部評価	ISO9001の年度実績を行政改革懇話会で報告し、委員の方から意見をいただく。	ア	5月(1回)	ア:行政改革懇話会	経営管理課
14	⑤	事業仕分け	安城市が実施している事務事業(公共サービス)について、予算の削減ありきではなく、事業の必要性や事業手法が適切かどうかを市民とともに考えるため、事業仕分けを実施する。 市による選定と市民による選定(事業仕分け委員会等)で対象事業を選定し、事業仕分けを実施する。	ア オ (事業仕分け)	5・6・10・11月(4回) 8月(3回)	ア:事業仕分け委員会 オ:事業仕分け(模擬仕分け1日、本番仕分け2日)	経営管理課
15	⑤	指定管理施設のモニタリング	指定管理者の施設の管理運営について、第三者の視点から客観的に評価を行うため、指定管理者外部評価部会による外部評価を実施する。	ア	6月(3回)、7月(1回)	ア:指定管理者外部評価部会	経営管理課
16	⑤	指定管理者の選定	公の施設の管理運営を行う指定管理者の候補者を、指定管理者選定委員会で選定する。	ア	7月(1回)、10・11月(4回)	ア:指定管理者選定委員会	経営管理課
17	⑤	安城市市民協働推進計画の推進	市民協働推進計画内のスタートアップ事業について、実施方法等を審議する。	ア	6月～2月(5回)	安城市市民協働推進会議	市民協働課
18	⑤	市民参加の実施状況	市民参加の実施状況及び実施予定事項への評価と、パブリックコメントの効果的な周知方法について審議する。	ア	5月、7月(2回)	安城市市民参加推進評価会議	市民協働課
19	⑤	第2次安城市男女共同参画プランの実施状況	第2次男女共同参画プランの平成24年度実施状況に対して審議する。	ア	5月中旬(1回)	安城市男女共同参画審議会	市民協働課
20	⑤	第3次安城市男女共同参画プランの推進	第3次安城市男女共同参画プランの推進について審議を行う。	ア	5～2月(3回)	安城市男女共同参画審議会	市民協働課

No.	対象区分	対象事項	対象事項の概要	市民参加の方法	実施予定時期	備考欄	担当課
21	⑤	外国人住民との意見交換会	国籍や民族などの異なる人々が共に生活していくために、外国人住民と意見交換会を開催し、今後の多文化共生施策の参考のため実施する。	エ	8月～2月(1回)		市民協働課
22	⑤	健康づくり及び保健事業の推進	市民の健康保持、推進を図り保健事業を円滑かつ効果的に推進する。	ア	5、3月	健康づくり推進協議会	健康推進課
23	⑤	ごみの減量、再資源化等に対する具体的方策の協議	広く市民の英知を集め、資源循環型社会の構築に向け、ごみの再資源化及び減量化施策を推進させるため、ごみの減量、再資源化等への具体的方策を協議する。	ア	5～3月(4回)	ごみ減量推進委員会	ごみゼロ推進課
24	⑤	下水道事業説明会	下水道整備工事を行う地区の土地所有者及び住民を対象に、受益者負担金制度、下水道工事の内容、下水道への接続、下水道使用料等の説明をする。	ウ	5月	下水道建設課と共同開催	下水道管理課
25	⑤	下水道事業概要説明会	下水道整備工事を次年度から着手する地区の土地所有者および住民を対象に、下水道事業の効果と必要性を啓発する。また、下水道が使えるまでのスケジュールと受益者の負担などの説明をする。	ウ	11月	下水道管理課と共同開催 交付金(補助金)額確定後、説明会開催の有無を決定する。	下水道建設課